

戦後世代旧日本常民文化研究所の漁業史研究

一 二野瓶徳夫

最初、私は旧日本常民文化研究所の漁業史研究の概略と核心について、戦前世代と戦後世代に分けてお話するつもりでしたが、実際にその内容を考えてみると、時間的に無理だと分かりましたので、今日は私自身が参加した戦後世代の漁業史研究に限ってお話いたします。なお戦前世代の日本常民文化研究所の漁業史研究の概略は、『澁澤敬三著作集』第二巻（一九九二年、平凡社）の巻末解説として私の書きました「日本漁業史研究の先覚者」が収録されていますから、参考にしていただければと思います。

ご承知のように、戦後の民主化政策の一環として、漁業制度改革が行われました。水産庁はそれに関連する事業として、水産庁資料整備委員会を発足させ、漁業制度資料の收拾整備事業に着手するようになりました。そのなかで漁村・漁業関係の古い資料の収集整備事業が大きな比重を占めていたように思います。その事業を水産庁の委託を受けて、日本常民文化研究所が請け負うことになり、月島にあった東海区水産研究所のなかに、日本常民文化研究所の月島分室が、水産庁資料整備委員会との二枚看板で開設されました。昭和二四年度のことです。そこに何年かにわたり前後してでしたが、男性八人、女性四人、計一二人の若い研究者の卵が集められました。何れも学窓を離れたばかり

の新卒者か、それに近いものばかりでした。ちなみに私と網野善彦君は二五年度の入所でした。月島分室の組織者・経営者は日本常民文化研究所理事の宇野脩平氏であり、古文書解読のリーダーとして有能な藤木喜久馬氏がおられました。

私たちの仕事は、古文書を整理し、目録を取り、必要なものを複写に出すよう手配し、それが済めば返却することでした。初めのうちは既に借用されていた古文書に取り組んで、その読解力を修得することが課題でしたが、やがてある程度古文書が読めるようになり、自分たちで漁村に出張し、文書採訪をやるようになりました。自分の眼で漁村・漁民・漁業をみ、できるだけのヒヤリングをした上で、自分が借り集めてきた文書を取り扱うことができるようになったのです。

月島分室には私たちが収集した資料のほかに、宮本常一・阿部善雄・小沼勇ら数人の分室外の方々も収集してくれたものもありました。収集された文書の主流は名主・庄屋のもとにあった村方文書でしたが、その所有者は旧家であったり、区であったり、町村であったり、地域的な特徴がありました。その外の資料としては漁業協同組合文書、明治前期の漁業関係県庁文書などもありました。分室に借りてきていた県庁文書は、秋田・新潟・島根三県のものでした。それらすべての借用文書の所在府県は、たしか岩手・宮城・秋田・茨城・千葉・東京・神奈川・新潟・石川・静岡・三重・京都・和歌山・島根・岡山・広島・徳島・香川・長崎など、かなり広範囲なものでした。

以上のように資料の収集整理が私たちの仕事であり、研究業績を上げなければならぬという義務が課されていたわけではありませんでした。しかし私たちはみなそれぞれに研究者の道を目指している若者でしたから、自分たちの置かれた条件を生かして、漁業史に対する理解を深めていきました。もちろん私たちは初めから漁業史をやりたかったわけではありません。当時は研究機関への就職難がひどくなっていった社会情勢であり、歴史研究に興味のあるものが、将来の保証の不確実な日本常民文化研究所にやむなく入所するようになったというのが、正直なところであった

と思います。そんな状況のなかにあっても、若さの特権というか、戦後の時代状況のせいもあってか、みんな元気で明るかったように思います。それに自分で言うのもおこがましいのですが、今振り返ってみて驚くほど、よくもいい人材が集まったものだと思います。東大の国史から五味克夫・網野善彦、東大の法学部から萩原宜之、一橋大から中地昶平、慶応の経済学部から速水融、広島大から河岡武春、北大の経済学部から秋田俊一らの諸君です。それに東大の農業経済から私も入りました。女性たちもみな優秀でした。余談ですが、そのうち中沢真知子さんは網野善彦夫人、加藤三代子さんは五味克夫夫人になっています。

借用文書の所在地はかなり広範であったと申しましたが、その全部を私たちが採訪したわけではもちろんありませんし、それに私たちが採訪はしていても、実際に研究が進んだ地域はさらに少なかったのです。しかし自由な予感や見通しを含めると、かなり広範な地域の情報を交換し合い、討議し合う条件が形成されかかっていたと思います。ほかでは得られない広い視野に立って、自由に考察できる条件が月島分室には生まれかけてきていたように思います。そんな状況のなかで、戦前の羽原又吉先生の広範な研究成果は大いに吸収すべきであるが、漁場総有説は事実と合わず、漁場占有利用関係の史的展開を正しく理解する妨げとなるという見解も固まりました。私たちの漁業史研究も少しずつ深められて、昭和二九年度には私たちの研究成果の一部が『常民文化論集』1として刊行されました。月島分室があのまま継続していれば、戦後の漁業史研究は大きく前進しえたのではないかと思えます。しかしその夢はあつけなく消えざるをえませんでした。

水産庁は古い漁業史料収集事業を続けられなくなり、日本常民文化研究所への委託費が打ち切られることとなり、月島分室の存続が不可能になったのです。たしか昭和三〇年のことで、月島分室には事務職員が残って残務処理に当たただけで、私たち研究員はみな新しい職場を求めて四散せざるをえませんでした。こうして漁業史研究を続ける条件はほとんどなくなっていました。

ところが偶然にもその後、私一人だけが月島分室グループの漁業史研究を継承できる条件に恵まれることになりました。恵まれた好条件として、つぎの二つを挙げることができます。その第一は、私が昭和三十一年七月に国立国会図書館調査立法考査局農林課に再就職し、水産関係を担当するようになったことです。調査立法考査局は国会議員の求めに応じて調査サービスをするための局で、一般の図書館業務とは係わりなく、議員の要求がないときは、それぞれの担当分野を中心に、自主的に勉強しておくことが建前でした。議員サービスの調査であるから、当然現状が中心であつたけれども、当時は議員からの依頼も少なくなかつたし、暇なときの自主的な調査研究については、暖かく大らかな職場環境でありました。それに書庫のなかを自由に捜し回り、必要なものは借り出して利用することができました。書庫内には上野にあつた旧帝国図書館所蔵図書も移管されていたから、明治以降の漁業史研究にとってその利用価値はとても大きいものでした。水産関係の担当者である私が漁業史研究に取り組みやすい職場条件に恵まれたのです。

第二の好条件というのは、当時農林省にあつた農林畜水産業関係応用的科学研究費補助金が、昭和三十一年度から四年間ほど私に交付されたということです。研究テーマは「近代漁業技術発達史の研究」でありました。私はそんな補助金があることも知らなかつたし、こちらから頼んだこともなかつたが、月島分室との関係も深く、研究者でもあつた水産庁の小沼勇氏の配慮に違いないと思い、有難くお受けいたしました。その際、大学時代以来ずっとお世話になり、ご指導を受けていた恩師の古島敏雄先生にお願いして名義人になっていただきました。それだけではなく先生は、昭和三二年には鯉釣漁業の先進地である焼津調査に参加され、漁業についても意欲的な調査を示していただきました。その調査報告書は翌三三年に『漁船動力化の研究序説』としてタイプ印刷され、幸い好評でもありましたが、私の漁業史研究の上で新たな展望を与えてくれたものでもありました。この補助金はその後、以東機船底曳網漁業、以西機船底曳網漁業など代表的な沖合遠洋漁業の発展過程の解明のために役立てましたが、明治維新期の漁業制度解明に必要ないくつかの県庁文書の調査にも役立てることができました。当時の政府資料が消滅してしまつており、府県段階

の資料を調査する必要を痛感してのことでした。

月島分室の仲間たちが四散せざるをえず、私一人が漁業史研究を続ける条件が与えられたとき、私はなにか宿命的な流れのなかに立っていると思わざるをえませんでした。残念な結末を迎えたが、月島分室グループが作り出した漁業史研究の蓄積は、意識化以前の混沌状態のものまで考慮すれば、かなり評価するに値するし、これを生かさず死滅させることはできないと思いました。これらをできるだけ摂取し、活用しながら、戦後の日本常民文化研究所の漁業史研究を担っていけるものは私しかいないようだし、それに挑戦することが私の宿命なのかもしれないなどと、やや感傷的に考えたりもしました。しかしその延長線上にささやかながら私の漁業史研究が結実していきました。『漁業構造の史的展開』（一九六二年、御茶の水書房）、『明治漁業開拓史』（一九八一年、平凡社）、『日本漁業近代史』（一九九九年、平凡社）などです。

以上のような経緯を経て、ほとんど私一人が月島グループの漁業史研究を継承せざるをえないことになったので、僭越ながら私自身の研究業績について、これからお話してまいりたいと思います。なお余談になりますが、私は国会図書館に移ってから、ずっと日本常民文化研究所の同人であり、その後、評議員になり、理事にもなったと思うので、私が日本常民文化研究所の戦後の漁業史研究の代表であるというのは、私の勝手な僭称ばかりではありません。そこでどういう話をすればよいかと思案した結果、今後、漁業史研究に関係される方に多少でも参考になりうる可能性があるかもしれないのは、私の研究業績の核心となっている課題と構成に重点を置いた解説を試みることではないかと考えました。これは私にとっても初めての試みであります。

漁業史に対する私の課題は、全国的な視野に立って、多種多様な漁業の史的展開を、総合的・体系的に把握する方向を目指そうということでした。そんなことは容易に達成できるはずのものではありません。それを承知の上で、その方向への挑戦を開始すべき時が来ていると思ったのです。羽原又吉先生の膨大な業績、戦前の日本常民文化研究所

の諸先輩のこれまた大きい業績、論文の形になったものは少ないがその他の形を含めて、私にとっては最も有益だった月島分室グループが集積した情報、これらを合わせると情報量はかなり多くなっていると思います。ただそれらの情報は個々ばらばらな事例のままであると思えました。このままでは漁業の史的展開の大きな流れを総合的にとらえることはできないと思えました。たとえ大きくは望めないにしても、出来そうなところから挑戦してみる必要が重要な段階に入っているのではないかと考えたのです。

そして具体的に何をなすべきかを考え、つぎの結論に達しました。漁業者の生活基盤に深く係わる問題に着目し、全国的な視野に立って、それらの時代的推移を地域的特徴に注目しながら総合的に把握展望する試みを出るところから始めてみようと思えました。漁業者の生活基盤に深く係わる問題のなかで、私のささやかな挑戦が試みられたのは、漁業制度、漁業技術と漁業経営、水産物流通などに係わるものであります。

もちろん総合的な把握は個別情報の集積だけからは生まれません。それらの情報に依拠して推理し、構築するしかないと思います。だからそれは、それを裏付ける情報が増えれば確からしさを増し、それと矛盾する情報が多くなれば修正を余儀なくされる仮説だと思えます。これは漁業史に限らず歴史学全般に共通することでしょう。

この辺の問題は漁業史研究のあり方に係わる重要問題だと思えますが、抽象的になり過ぎてはいけませんので、未熟な仮説段階に過ぎない私の業績のうち、漁業制度、漁業技術と漁業経営の二つについて、その概略をお話し、少しでも具体的なご理解を頂いた上で、また戻りたいと思います。

一 漁業制度

まず私が最初に挑戦したのは漁業制度についてでした。戦後の漁業制度改革の情報はある程度見聞していたこともあって、そこに至る歴史過程への興味が深かったためでもあります。それだけではなくこれは、江戸時代において

漁村社会関係を総合的に把握していく上で、最も役に立つ基本的なテーマであると考えたからです。

江戸時代を通じて漁業はかなり発達し、わが国の代表的な沿岸漁業は出揃いました。領主は漁業に対して年貢夫役を課しますが、漁場占有利用関係は村に任せざるをえませんでした。だから実際の漁場占有利用関係は、領主の年貢賦課に対応した村落内部の社会経済関係を反映したものになりました。そして直接生産者の多くが本百姓となった先進・一般地域における主要漁場は、ほとんどが総百姓共有になっていったと思います。この百姓はいわゆる本百姓のみで、水呑百姓は排除されていました。なお百姓は農民に限った呼称ではなく、漁民も皆百姓でした。

総百姓共有漁場について述べていく前に、漁場の特性について把握しておいた方がよいと思うことが二つあります。その一つは、漁場を、経済的価値の高低と位置固定・排他独占的占有利用の必要性の高低によって四種類に分類し、その特徴を検討しておく必要があるということです。第一、経済的価値が高く、位置固定・排他独占的占有利用の必要性が高い漁場、第二、経済的価値が高く、位置固定・排他独占的占有利用の必要性が低い漁場、第三、経済的価値が低く、位置固定・排他独占的占有利用の必要性が高い漁場、第四、経済的価値が低く、位置固定・排他独占的占有利用の必要性が低い漁場の四種類です。なお経済的価値の高低というのは、絶対的価値の高低ではなく、それぞれの村内の社会経済的諸条件のなかにおける相対的な価値の高低を意味しています。

先進・一般地域における主要漁場がほとんど総百姓共有になっていたといいましたが、その主要漁場の典型が第一の漁場とみられます。もつとも釣専門の漁村の場合は第二の漁場が考えられます。その対極である第四の漁場は水呑層も含めて村内のだけれども自由に利用できたとみてよいでしょう。第二の漁場では釣漁や規模の大きい沖合操業の網漁業などが考えられますが、事情によっては、水呑層や個人有志の占有利用もありえたと思われれます。第三の漁場は例えば小型定置網漁場などで、それだけは総百姓共有ではなく、開発者個人に残されやすかったと思います。このように漁場の種類によって、その占有利用関係に差異が生じうることに留意しておくことは、それぞれの漁村の実

態に即した理解をしていく際に、絶対必要であると思います。

ここでもう一つの漁場の特性を述べておきます。漁場は一般に移動回遊している魚類を捕獲する場です。漁業は漁場において必要な漁具漁法を用いますが、捕獲対象が移動回遊しているために、近隣・近村の漁場と深く関連し合い、鋭く利害が対立することが少なくありません。ある漁場で位置を変更したり、漁具漁法を変えたり、規模を大きくしたりなどすれば、ただちに近隣・近村の漁場に影響を与えるので、勝手にそのようなことは許されません。このため漁場占有利用権は、ある水域を全く自由に無条件に占有利用する権利ではなく、その水域において、特定の漁具漁法により漁業を営む権利たらざるをえませんでした。ところがやや長期に観察すれば、魚群の回遊状況の変化や漁具漁法の発達によって、漁場の位置や漁具漁法などの変化は避けられません。漁場占有利用権はこのような不安定要因を持つものであり、事情の変化によってある程度変わらなければならないが、勝手に変えるわけにはいきません。そこで漁場占有利用権に対し適当な管理・制限・変更を加え、場合によってはそれを新設・消滅させうるものとして、領主の権限を実際に必要とする関係にありました。

総百姓共有漁場にもどりますが、それにはつぎの三つの形態がみられました。第一形態は、その漁場の占有利用権が百姓株と結合し、一人前百姓はすべて平等の占有利用権を持つ形態です。第二の形態は、その漁場の占有利用権がそれぞれの百姓の持高と結合し、それぞれの持高に応じ、それに比例した漁場占有利用権を総百姓の間で分有する形態です。第三の形態は、総百姓共有漁場の占有利用権が個々の百姓に明確に分有されておらず、その占有利用権を村で持つ形態です。

以上の三形態は、年貢夫役を主とする領主支配のあり方の差異に対する、百姓側の対応の差異によって生まれたものであると思われます。私が実際に調査できたのは第二形態なので、まずそれから始めます。漁業生産量は不安定で領主側の捕捉が難しいものですが、このような場合の課税方法として、本年貢の課税率・免を予め高くしておくこと

は、余業の多い街道筋などでは多いのですが、漁村の場合もその傾向が強いと思います。ところがさらに本年貢に対する課税率が極端に高い場合には、持高と漁場占有利用権が結合した関係が生まれるのは自然で、第二形態が生まれることになると思います。第二形態の典型である丹後伊根三カ村の例では、そのなかの亀島村の寛文十一年（一六七一）の免定によれば、村高一一九石四升に対し、正租一一六石六斗六升弱、その免九つ八分という驚くべき高率がみられました。隣村の新井でも第二形態がみられました。

私たちの調査で能登半島東岸一帯の定置網漁業地帯に、第二形態が広く存在していたことを発見しました。加賀藩においては、寛永（一六二四―四三）末から明暦（一六五五―五七）期にかけて、改作法による藩政改革が行われました。改作法は加賀藩における近世的秩序の確立とみられ、その骨子をなすものは、給人の直接徴税を廃し、百姓を高持者として土地の使用収益権を与えるけれども、特定の土地の固定的所有権を認めず、村の共同の責任において、定免制による年貢の増徴をはかろうとするものであり、海山などの主要な収益源が持高に比例した権利となって持高と合体した、いわゆる地祿網祿が広範に生まれたもののようです。

第一形態は、耕地に対する正租の比重は大きかったにしても、加子役など夫役負担を中心とする一人前の百姓というとらえ方が、相対的に強い地域で生まれたのではないかと考えています。紀州では広く第一形態がみられることを、速水君から最初に教えて貰いました。山口和雄先生は水主役と漁場占有利用権の結合関係を指摘し、水主役の存在が明らかにできる地域として、志摩・紀伊・淡路・備前・備中・伊予・土佐・肥後天草島・肥前五島・出雲・石見・長門豊浦郡・讃岐香西浦などを挙げておられたが、それによって第一形態の存在を窺えそうに思います。なお第一形態の具体例の一つである塩飽諸島については、五味君の詳細な研究があります。

第三形態については、その存在を知るのみといったところです。村内の社会経済的諸関係から生まれてきているに違いないと思いますが、その具体的説明はまだされていないと思います。

以上、総百姓共有漁場は、直接生産者の多くが本百姓となった一般地域の主要漁場で広くみられることについて述べてきました。しかし一般地域で耕地を中心とする関係では、直接生産者が広範に本百姓として独立していても、旧名主土豪層が幕藩体制下の有力な長百姓として村にとどまっている場合、主要漁場の占有利用権はそれら一部の長百姓層が独占し続けることもありえました。豆州内浦地方の大網（鮪・鯉・海豚などをおもな対象とする建切り網）の例が知られています。それを長浜村では大川一族、江梨村では四人の長百姓が独占し続けていました。江梨村については、五味君の詳細な研究業績が前述の『常民文化論集』に掲載されています。

つぎに直接生産者層の独立度が低かった後進地域の漁場占有利用関係が、どのようなものであったかという問題に移ります。ここでは主要漁場について、総百姓共有漁場は成立していなかったと思われる。主要漁場の占有利用権は村内の一部上層階層にのみ帰属していたという点では共通していたと思いますが、その具体的内容には、村内階層間の力関係の差異や、領主側の支配・統轄方式の差異などによって、かなり幅があったのではないかと思われます。そのことを頭に入れておきながら、直接生産者の独立度が最も低く、領主側の漁場に対する統轄力が最も強かったと思われる南部藩の事例を取り上げてみます。

この鮪建網漁業は江戸時代末期、文政（一八一八―二九）以降に急速な発達をとげ、南部藩における最も主要な漁業の一つとなりました。その一つ下閉伊郡重茂村与奈網についてみますと、天保一四年（一八四三）同村の重茂家が網主でした。ところで重茂家は、寛永（一六二四―四三）年間初代与三左衛門が唐船遠見番役として盛岡から移住してきた給人でした。そして村内に二二石五斗ほどの免地と、沼宮内に三四石六斗ほどの給地をもっていました。南部藩においては、このような中小の給人が各村に多数存在しておりました。重茂家の村内免地百姓に対する関係は名主子主でしたが、江戸時代中期ごろから名子抜けするものが多かったようで、少しずつ時代が動いていたことは窺えます。

同じく重茂村には、吉川という給人がいました。吉川家は宝暦七年（一七五七）藩庁へ一〇〇両献金をして給人に取り立てられ、村内に二五石の給地を与えられたのです。同家はそれ以前には数代にわたり、この村の肝煎役をつとめた旧家でした。同家は魚商であったし、鮪建網漁業の網主にもなっていました。この与奈網も同家の経営になっていたときがありました。

以上のように、主要漁場の権利者は上層有力者に限られていましたが、南部藩ではもう一つ顕著な特徴がみられました。それは漁場占有利用権をめぐる下級の権利が弱く不安定であり、逆に領主側の直接統轄が強いということでした。漁場に対する権利は土地に対する権利よりも不安定な要因をもっていたが、普通一般の地域においては漁場占有利用権は百姓側に任せられ、長期に安定していました。ところが南部藩においては、領主側の漁場に対する直接統轄が強く、実質的な許可権をもち、年季を切ってその都度漁業権を与え、年貢の増徴を企図していたと思われま。年季が切れれば漁業権はいったん消滅し、競願者があればそれと競争しなければならなかったわけです。これは収益性の高い主要漁場ほど顕著であったと思われま。このように漁場占有利用権をめぐり下級の権利が弱く不安定で、領主側の直接統轄が強いという社会関係は、直接生産者の広範な独立がなく、総百姓共有漁場が形成されない社会関係と密接に関連しているのではないかと思いま。

これまで江戸時代の漁場占有利用関係について、その地域的特徴に重点をおいた概観をしてきました。これからはその後どう動いたかといういわば時間的視点に立った概観を試みることにします。

まず、総百姓共有漁場が成立していた一般地域についてですが、村内の階層分化は村により程度の差は大きいものの、百姓・水呑百姓間、百姓相互間の両方でみられるように思いま。しかし主要漁場の占有利用権は総百姓共有で、水呑層は無権利であるという関係は江戸時代を通じて基本的には変わっていないように思いま。もつとも紀州藩のように、水呑百姓でも何年かすると一人前の百姓になれる社会制度もみられました。ただ一般地域でも、旧名主土豪

層が長百姓として村内に留まり、旧来の主要漁場を独占していた場合には、それに対する総百姓の権利要求もみられました。しかし直接生産者の独立度の低かった後進地域においては、主要漁場の権利を上層の一部有力者が独占し、総百姓共有漁場は殆ど成立していない状態が続いたとみられます。

以上のように、漁場占有利用関係についていえば、村内階層間の問題としては全国的にみても、幕末まで基本的に大きな変化は起きない状況が続いていたといえます。ある程度の変化が考えられるのは、先に発達した先進漁村と後から遅れて進出しようとした後進漁村の間の漁場占有利用関係です。各漁村が同時に成立するはずがないから、当然先進と後進が生まれます。先進漁村は初めなんの障害もないので、広大な漁場を利用し、一定の実績を社会的に確立することができたでしょう。なかには領主に対するなんらかの功績によって、広大な漁場を安堵されたいわゆる御墨付き漁村もありました。これに対し後進漁村が生まれるときに、往々にして先進漁村の反対にあうことが少なくなくなつたと思われます。このような場合幕藩体制のもとでは、旧慣尊重が原則でしたから、初めのうちは先進漁村の反対が認められ、後進漁村の漁業は差し止められることが多かつたようです。しかしその後進漁村の漁業進出の試みが繰り返され、ある程度の実績ができるようになると、領主側の態度が変わり、やがて後進漁村の漁業が公認されていくのが一般的過程のようです。領主側にとって漁民が増え、漁業生産が増えるのは望ましいに違いないし、沿岸村民の漁業への進出を容認するのは当然と認めやすかつたためだと思います。しかしこの問題も幕末までにすべて片付いたわけではなく、一部明治以降に持ち越されています。

この後は、明治以降の漁業制度について大雑把な概観をしていきます。まず明治維新期ですが、明治八年の海面官有と翌九年の旧慣尊重の布達に尽きるとみられます。海面官有宣言は、従来の漁場占有利用権をいったん消滅させ、明治政府の許可によって新たに発生させるといふものです。この原則の上に立って、旧慣尊重を建前としながら、適宜の対応をしていったのが新政府の姿勢でありました。

海面官有宣言は必ずしも新政府の発明とはいえず、事実関係として幕藩体制下にあったものですが、これによって漁場占有利用権が国の免許により発生することを明確にしました。その原則は現在まで変わることなく続いています。新政府はこれによって、維新时期に多少混乱した漁場占有利用関係の整頓と漁業調整の円滑化を図ろうとしたものと思われまゝ。その直後に旧慣尊重を打ち出しましたから、この時点で漁業制度の改革を考えていませんでした。漁業制度についての予備知識などなかったはずの新政府ですが、結果的にみてそれが正しかったと思われまゝ。幕末までの推移から考えられるように、この時期には漁業制度改革を切望する事態の成熟は全国的にほとんどみられなかったと思います。だから旧慣尊重を建前としながらも、時代の流れをみて適宜の対応をしています。地先漁場地元主義の推進もその一つです。また一般地域にも残っていた一部長百姓の独占していた漁場が明治に入って総百姓共有となることも容認していました。ただ地域の実情に対応した新政府の行政措置によって、例外的ともいえるべき大きな変革が起こったケースとして岩手県を挙げることができます。

岩手県では明治八年から大蔵省・内務省の指令をえて、年季明けとなった場所を限る（位置固定を必要とする）主要漁場につき、自由入札を行わせ、最高税額の入札者にその占有利用権を与える方式を導入しました。それは明治九年に旧慣尊重という国の方針が出されてからも変わりませんでした。前述したように、南部藩では漁場に対する藩の統括力が強く、下級の権利が未確立であったから、それに対応する措置だったのでしょう。新政府は各地域の状況に合わせて、かなり幅のある対応をしたことが知られます。

岩手県の漁場入札制の結果をみると、主要漁場（鮪建網・鮭留・鮭鱒地引網など）の占有利用権は多く沿海地方の有力者や盛岡方面の士族・商人・地主の手に移り、税額も非常に高額なものとなりました。県では漁場入札制実施の狙いの一つとして、公正な税額の決定を挙げています。県内の自由競争を前提とした一側面でそれは達成されたといえるかもしれません。しかしそれは府県間のアンバランスを大きなものにしてしましました。明治一二年全国の漁業採藻税額

をみると、岩手県が四万六二八九円、青森県が二万四二四八円と断然大きく、漁獲金額のずっと大きかったと思われる千葉・長崎・広島諸県は一万円未満でした。全国的にみても、税額と漁獲金額はほとんど無関係に近いといった印象です。明治初期においては全国的にみて、このようなアンバランスが何年も続いていた時期があったことが知られます。

漁業税の自由入札によって個人免許が与えられた岩手県の漁場制度は、入札制の結果引き上げられた税額の納入を前提としてではあるが、明治一三年の付達によって村中入会漁場の育成へと大転換された。その結果入札漁場が季明けになったとき、地元村方一村または数カ村より、前年季中の税額をもって出願した場合には、優先的に免許されることになったのです。この後急速に村受漁場が成立していったとみられます。しかもその漁場占有漁業権は、村中の居住民を平等な権利者とするもので、水呑層を主要漁場の占有利用権から排除したままであった先進・一般地域よりも、形式的にはより徹底的に民主化された漁場制度が実現したのです。漁業税もやがて他府県とのアンバランスを解消して引き下げられていったものと思われまます。

後述するように、明治初期においては、漁業生産が伸び悩み状態に入っていたとみられます。新旧漁業技術の衝突も多く、漁業紛争も少なくありませんでした。漁場占有利用関係を巡る新政府の主な関心は、各府県の漁業取締規則などによって、漁業調整の円滑化を図ることでした。さらに明治一九年に公布された漁業組合準則はそれを第一の目的にしたものでした。しかしそれだけでは済まない事態が生まれ、明治二〇年代に入って漁業法制定が強く求められるようになりました。

その主な理由としてつぎの三つが考えられます。第一は、それまで漁場占有利用関係を規定していたのは、各府県の漁業取締規則などでしたが、内容的にかなりばらばらであったから、全国統一的な漁業法を国も業界も求めるようになったということです。第二は、政府が近代法体制を整備していたこととの関連です。二二年帝国憲法が發布され、

民法第一・二・三編の公布は二九年でした。このような状況のもとで、漁場占有利用権も近代法体系のなかに組み込む必要が強くなったのです。第三は、明治の新市町村制によって引き起こされました。新市町村制の施行は二二年以降であり、それによって町村合併が進められ、新市町村が編成されました。いくつかの村の合併によってできた新村は、旧村が漁場占有利用関係のなかで果たしてきた役割を果たせませんから、それに代わる近代組織が不可欠になっていたのです。

漁業法案は二六年の村田提案、三二年の第一次政府案、三三年の第二次政府案、三四年の第三次政府案という経過を経て、同年四月に公布されました。この法律で最も注目しているのは、漁業制度のなかで旧村に代わる近代組織として漁業組合が登場したことです。一地区一組合制で、村中入会漁場は組合有となりました。もともとこれによって旧来の階層間の権利関係が変えられたわけではなく、主要漁場に対する水呑層の無権利状態を直接解消するものではありませんでした。しかし同じ漁業組合員となることが切っ掛けとなって、無権利者層の要求が表面化し、要求が達成されるケースも現れました。それが広範に達成されるのは戦後の制度改革によってです。なお三四年の漁業法で、地先漁場地元主義を徹底させる形で地先専用漁業権が主流となり、慣行専用漁業権は制限的な存在になりました。旧慣尊重といっても、時代の流れに逆らうことはしていないようです。

この漁業法は四三年に全文改正されました。これがいわゆる明治漁業法です。この改正の主要点はずぎの二つでした。第一は、漁業権を物権とみなし、土地に対する規定を準用したこと。これは漁業権を担保にして、漁業経営資金が借りられる道を開こうとするものでした。第二は、漁業組合が経済事業を営めるようにしたものです。これによって組合は販売・信用などの事業を必要に応じて実施していきました。とくに漁獲物の共同販売事業は時流に乗って発展し、旧来の問屋・仲買の流通支配体制を崩壊させていくうえで最も大きな力となりました。

二 漁業技術と漁業経営

つぎに漁業技術の問題に移ります。江戸時代の漁業技術の全体像については、『水産捕採誌』、『明治前日本漁業技術史』などによってかなりよく知ることができます。「魚の教えに従って網を作る」という漁師の諺があるように、漁具や漁法は漁獲対象により、また地域により驚くほど多種多様で、規模もそれぞれの必要に応じて大小様々でした。それらを見ると、漁民の英知と努力の大きさ、豊かさ、柔軟さに感服させられます。そして江戸時代の漁業は、当時の他産業に比べて非常に大規模で、一〇人から数十人、あるいはそれ以上の漁夫を必要とする網が少なくありませんでした。このように大規模経営を必要とする技術であったことが、漁業技術の最も顕著な歴史的特色であったと思います。

ところでこれらの漁業技術の開発はかなり古くから進められていたにしても、その本格的発達は江戸時代においてであると考えられます。初期から中期にかけて食料と肥料の需要が増大し、それに対応して漁業生産量が増大したと思われる。それを支えた主要要因の一つとして漁業技術の発達が不可欠であったというわけです。それから江戸時代における漁業技術発達の流れがどのようなものであったかについて、その諸特徴を概述いたします。ただ私の漁業技術史研究は明治期が主で、江戸時代の漁業技術についてあまり研究をしたことがありません。山口和雄先生をはじめとする日本常民文化研究所の諸先輩の業績に学んで、自分なりに到達しえた理解に過ぎないことをお断りしておきます。

中心になる漁網についてみると、初期から中期にかけて、各種の網漁業がかなり順調に開発され、広く普及していたものと思われる。やや大規模な網漁業も発達しました。曳網類に属する地曳網、建網類に属する大敷網・台網、敷網類に属する八手網、旋網類に属するまかせ網・揚繰網などです。すべてが順調だったわけではないにしても、中期までの漁業生産は全体として、かなり順調だったのではないかと思われます。

ところが中期以降になると、事態はかなり複雑な様相をとつたらしく、不漁などで生産の伸び悩みも少なくなかったとみられます。具体的説明がほとんど期待できない現状だと思えますが、漁業生産の増大を目的としたと思われる、つぎのような方向の技術改良が広くみられたことは確かだと思えます。

第一は漁網の大型化が進められたことです。地曳網や台網・大敷網などよく知られていますが、これによって漁獲の増大を目指したものとみられます。より沖合操業の可能な揚繰網や八手網なども、構造上の問題や網材料の制約があったにしろ、できる範囲で大型化・能率化が進んだものと考えられます。

第二は操業可能な漁場範囲を拡張し、積極的に魚群に近づくために、それまでよりもより沖合操業の可能な漁網開発が進められたということです。風力を利用して海底を引き回す曳網類のうたせ網の開発と普及はその代表的なものです。その他の漁網でも漁業生産を維持・増大させるために、操業範囲拡張・沖合操業化の方向が摸索されたと思います。漁網だけではなく、鰹釣や鮪延縄漁などの漁船も大型化の方向をとり、操業範囲の拡張を図っていました。

第三は網材料の改善、すなわち麻網が増加の傾向をとっていたということです。漁獲力を高めるために、地曳網の囊網、大敷網・台網の身網など肝心の捕獲部分に麻網が使用されるようになっていきました。沖合操業の可能性の高い揚繰網などでは、漁獲能率を高めるために良質の漁網の必要度が高かったと思われれます。当時最良質と考えられる麻糸に対する需要は強かったであろうし、麻の生産量も伸びていったと思われれます。

以上の方向の技術改革は、いずれも極めて妥当なものであったと思われれますが、それが十分な成果を上げうる物的条件、社会的条件の成熟はかなり不十分なものだったと思われれます。漁網の大型化による漁獲力の増大にも、狭い沿岸漁場で魚群の回遊を待つだけの消極的漁業では、遠からず限界がみえざるをえなかったし、良質な網材料も十分にはえられなかったと思えます。さらに効率のよい沖合操業の可能な漁網も、既存の漁業者の反対にあり、なかなか普及し難い社会事情もあつたことはかなり知られております。しかしこのような諸制約があつたにしても、漁業生産量

の増大傾向は何か維持されていたのではないかと思います。水産物に対する需要が増大傾向を続けていたであろうことと、以上のような漁業者の努力の成果からそう考えていますが、これは全国統計のない段階での不確かな推測に過ぎません。

農林統計に漁業生産量が累年掲載されるようになるのは明治二七年以降です。これによると二七年から四四年まで、全国の漁獲量は一六〇万トン前後の横這い状態を続けています。この状態に入ったのは、恐らくもう少し以前からではないかと推測しております。幕末期ないしは明治初期には、全国的にみて漁業生産量の伸び悩み、ないしはそれに近い状態に入りつつあったのではないかと思います。

つぎに漁業技術の担い手である漁業経営について触れておきます。もちろん漁業においても家族労働による個人経営も多かったし、それに適した漁具漁法が、釣漁にも網漁にも採介採藻にも存在しました。そこでの経営については、おおよその推測ができやすいと思います。しかし漁業では前述のように、当時の他産業ではみられないほど、大規模経営が多いという時代的特色がありました。

総百姓共有漁場が一般的であった地域では、総百姓共同の経営が少なくなかったと思います。各百姓はそれぞれの持分に応じた経営参加をするのです。各百姓の持分が平等ないしそれに近いものもあれば、持分の差が非常に大きい場合もありました。それぞれの地域の社会経済的諸事情から生まれたものと思われれます。水呑百姓層は漁夫として参加したと思います。

総百姓共有漁場が一般的であった地域でも、個人経営の漁業がかなりあったのではないかと考えています。村持ちの漁場を個人で借りて経営した地域もあったと思われるし、沖合操業の大規模漁業の経営はもともと総百姓共同経営に馴染みにくいものだったと思われる。なお漁業生産の特徴として、そのほとんどが、古くから商品生産たらざるをえませんでした。これらの諸条件を合わせて考えますと、このような大規模個人経営者は企業家といってよいもの

だろうし、このような漁業経営には、早期に資本賃労働関係というしかない関係が生まれた場合が少なくなかったと思います。

ここで魚問屋について一言触れておきます。大規模経営では当然相当額の資金を必要としますが、その資金の多くが問屋の仕入れによるが多かったようです。この状態は江戸時代から明治末年頃まで続きました。ここで詳しくお話するゆとりはありませんが、漁業開発、漁業経営、水産物流通など各分野における、魚問屋の歴史的役割がとても大きかったことだけを申し添えておきます。

さてまた漁業生産と技術の問題にかえります。明治期において全国の漁獲量が伸び悩み状態にあったと申しましたが、それはもちろんすべての漁業生産が様に伸び悩み状態であったのではなく、伸びる分野と落ち込む分野が拮抗し合った結果とみられます。

技術改革の主流は沖合操業化の方向であったと思います。明治二一年ごろ九十九里浜の椎名内村で改良揚繰網が千本松喜助らによって開発されました。これは漁船二艘、漁夫二六人を要する麻網で、網裾の締めが早く、魚の捕獲率の高い漁網であったから、千葉県内はもちろん全国各地に普及しました。同じころ米国式中着網も導入されました。これは改良揚繰網よりも大型のやはり高能率の旋網で、最初の導入成功は岩手県の宮古湾岸鉾ヶ崎村の大越作右衛門によって果たされ、その後各地に普及しました。打瀬網も明治期には全国各地に普及したことが知られます。鯉釣や鮪延縄の漁船の大型化も進んだし、日高式大敷網・大謀網など大型定置網の改良もありました。にもかかわらず漁業生産総量は伸び悩んでいました。それを打開するためには、飛躍的な技術革新が必要だったのです。

飛躍的な技術革新を達成するためには、それを可能にする二つの基礎条件が開発されなければなりません。安価で良質の機械製綿網と石油発動機による漁船の動力化の実現です。このためにはほぼ明治期いっぱいを要しましたが、それが漁業生産力を画的に高める技術となり、大正期以降の漁獲量の急上昇を生み出しました。

国産の綿は短繊維で漁網には使えませんでしたが。輸入綿で、二〇番手以上の細い綿糸が必要だったので。わが国の綿紡績業がそれを達成したのは二四年ごろですが、つぎに良質の撚糸が必要で、それは三〇年代に実現しています。それと同時に編網機が必要になります。そして四〇年ごろまでにはかなり多数の編網機が使われるようになっていました。しかしこれらは無動力で、動力蛙股編網機が実現するのは明治末期から大正初期にかけてでありました。なお綿網は麻網に比べて安価だけでなく、質的にも優れていました。

沖合漁業を発展させるためには漁船の動力化がどうしても必要だったが、それはすでに汽船に使用されていた蒸気機関では駄目で、より小型船に適合する石油発動機でなければなりません。石油発動機導入の成功は、三九年静岡県水産試験場の試験船富士丸による鰹釣漁業試験によって果たされました。これから後鰹釣船を先頭に動力漁船は地域差を伴いながら、全国的に増加しています。

安価で良質の綿網が大量に供給されるようになり、高能率の漁網改良が行われやすくなりました。石油発動機による漁船の動力化が実現しただけではなく、発動機の改良も急速に進んだため、大正から昭和にかけて沖合漁業（鰹釣・沖曳網・延縄・旋網・刺網・一本釣）が急速に発達しました。沖合漁業だけでなく、沿岸漁業の生産量も増大しました。戦前のピークである昭和一一年の総漁獲量は四二二万トンで、明治末年の二・六倍に達しました。

このような大正期以降の発展過程においては、それ以前とは異なる複雑な社会経済関係が生まれてきます。その一つは地域格差が拡大されていったことです。もともと漁業生産は地域差の大きいものですが、沖合漁業の発達は府県間の格差を拡大させました。日本海側では沖合漁業が余り発達しませんでした。県内でも同様の格差拡大が進みました。特に沖合漁業の根拠となる漁港の成立が近傍の漁村との格差を大きくし、関係を複雑なものにしました。

さらに考えられるのは、沿岸漁業と沖合漁業の各部門間で、漁獲物市場と労働力市場での競争関係が複雑に絡み合うようになったということです。これに加えて、ノルウェー式捕鯨業やトロール漁業といった汽船による大型漁業の

輸入と定着もありました。

もう一つ考えなければならぬ重要な事情として、漁業者の他産業への流出の問題があります。明治期においても、大正期以降においても、漁業者数の減少はかなり大きいようで、明治以降の漁業史研究においては、この事態への取り組みを忘れることはできないように思います。以上のような複雑な関係が生じていることは分かりますが、その過程の具体的説明はすべて今後の課題だと思います。

おわりに

以上が漁業制度、漁業技術と漁業経営についての私の把握の概略であります。前に申しましたように私は、漁業者の生活基盤に深く係わる問題に着目し、全国的視野に立つて、それらの時代的推移を地域の特徴に注目しながら総合的に把握展望する試みを出るところから始めてみようと思いましたが。以上の二つのテーマはこの方向を目指した試みです。いずれも全国的視野に立った総合的把握の試みとしてはまだ未熟で不十分なものに過ぎません。それでも私が意図した方向だけはやや具体的に提示していると思っております。そしてこのような全国的視野に立った総合的把握が確からしさを増せば増すほど、漁業・漁民・漁村の歴史を総合的に把握する導き手になると思います。しかし逆にこの総合的把握は、個別の実態分析によって絶えずチェックされ、必要な修正が加えられ、豊かになり続けなければならぬものだと思います。

漁業者の生活基盤に深く係わる問題は外にも色々考えられますが、なかなか解明できないものもあると思います。しかし解明できる分野を選んで挑戦し、総合的理解の領域が多くなれば、それらを組合わせて、漁業・漁民・漁村の複合的でダイナミックな歴史理解に近づけるのではないかと思います。さらに民俗学・社会学など隣接科学との交流の場を開発する可能性を高めていけるのではないかと思います。

最後に一つだけ申し添えたいことがあります。それは以上のような漁業史研究は、たまたま漁業史を手掛けることになった個人研究者では、よほど恵まれた研究条件と協力者がいないかぎり、達成することは事実上不可能に近いのではないかということです。私も前述のように漁業史研究に打ち込めたのは一九六〇年代の初めまででした。それは業務上の必要と私自身の関心から農業関係の調査研究の比重が高くなったことや、六〇年安保以降の時代状況が自分たちの依拠してきた社会科学の再検討を迫る局面を生み出したことが大きかったのですが、私が漁業史研究に打ち込める時代は終わった、その条件はなくなっただけで思ったからでもありません。それまで私のささやかな業績が積めたのも、私が月島分室の一員であり、その成果の一部を継承しえたことと、その後よき職場環境とよき協力者に恵まれ、必要な実態調査もある程度行えたからですが、その条件はなくなっただけで分かったからです。漁業史研究を進めるにはそれを可能にする組織が必要だと思えます。澁澤敬三先生の日本常民文化研究所はその役割をかなり果たしてきたと思います。その継承者として、漁業史の看板を掲げられる日本唯一の機関である神奈川大学日本常民文化研究所の活躍を切に希望しながら、私の話を終わります。